

広報あかしプレゼント企画実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報あかしの読意欲の向上及び地域の魅力発信による市内産業の振興を図り、もって市政情報の到達率の向上及びまちへの愛着（シビックプライド）の醸成を図るため、広報あかしプレゼント企画（以下、「本企画」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

(概要)

第2条 本企画の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者は無償でプレゼントを市に提供する（以下、「提供事業者」という。）。
- (2) 市は提供事業者の紹介及び当該プレゼントの内容を、市政又は広報に関するアンケートと併せて広報あかしに掲載する。なお、記事の位置、大きさ及び表現は市が編集し指定する。
- (3) 市は、アンケートの応募者から抽選で当選者を決定し、プレゼント引換券（以下、「引換券」という。）を当選者に送付する。なお、発送日をもって、当選者の決定日とする。
- (4) 当選者は、原則引換券を店舗または事業所（以下、「店舗等」という。）に持参し、プレゼントを受け取る。

(プレゼントの基準)

第3条 プレゼントは提供事業者が製造し、かつ販売または提供する有体物またはサービスとする。ただし、附則第2条に該当するものは、プレゼントの対象外とする。

2 プレゼントは次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 当選者1人当たりのプレゼントの総額が、希望小売価格または最低単価が500円（消費税及び地方消費税の額を除く。）相当以上のものであること。
- (2) プレゼントは、当選者が無償で引換券と引き換えができること。ただし、商品券やギフト券、割引券等、有形・電子を問わず金銭と同等に扱われるものは不可とする。
- (3) プレゼントの引き換えは、市内の店舗等で行われるものであること。

3 プレゼントの引換期限は、当選者の決定日から起算して2か月後の末日までに市が設けるものとする。

(提供事業者の基準)

第4条 提供事業者は、市内に店舗等を有する事業者であることとする。ただし、移動販売やオンラインでの販売等、店舗等を有しない事業者で、事前に市に相談し了承を得た事業者はこの限りでない。

2 提供事業者は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

なお、条件を満たしているかを確認するため、事実関係を証明する書類の提出を求めたり、又は関係機関等に照会をすることがある。

- (1) 国税、県税、市税を滞納していないこと。
- (2) 明石市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 28 日条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員でないこと及び明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 27 年 3 月 31 日制定）別表に規定する者でないこと。

（提供事業者の決定）

- 第 5 条 本企画への参加を希望する事業者は、本要領に記載の内容を遵守し、広報あかしプレゼント企画参加申込書（様式第 1 号）をメールで kouhouakashi@city.akashi.lg.jp へ送付し申し込むものとする。
- 2 市は、申し込みの中から、広報あかしに掲載する提供事業者を抽選で決定する。
 - 3 市は、提供事業者に対し、原則として掲載号の発行日から起算して 1 か月前までに、広報あかしプレゼント企画掲載決定通知書（様式第 2 号）を交付する。

（掲載の取消し）

- 第 6 条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、提供事業者の決定を取り消すものとする。
- (1) 申込内容に虚偽があったとき。
 - (2) 提供事業者がプレゼントの提供を適切に行うことができないとき。
 - (3) 提供事業者から辞退の申出があったとき。
 - (4) 第 4 条で規定する基準を満たしていないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広報あかしへの掲載が適切でないと判断するとき。
- 2 辞退の申出は、広報あかしプレゼント企画申込辞退届（様式第 3 号）をメールで kouhouakashi@city.akashi.lg.jp へ送付し行うものとする。

（広報あかしの原稿作成）

- 第 7 条 提供事業者は、原稿作成に必要なデータまたは撮影機会等を市が求める場合は、速やかに対応するものとする。
- 2 市は、掲載号の校了日までに提供事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けなければならない。
 - 3 原稿の最終決定は、市が行うものとする。

（プレゼントの提供方法）

- 第 8 条 プレゼントは、原則として市が作成する引換券により、提供事業者の店舗等において引き換えるものとする。ただし、プレゼントの提供がこれにより難しいときは、提供事業者は事前に市と協議し了承を得た上で、市が適当と認める場所又は方法によりプ

プレゼントの提供を行うものとする。

- 2 引換券は、市が当選者へ送付するものとする。
- 3 提供事業者は、引換期限内に引換券を持参した当選者に対し、広報あかしに掲載したプレゼントを提供するものとする。ただし、プレゼントの提供が直ちにできないときは、提供事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。
- 4 提供事業者は、プレゼントを提供する際に、当選者に対して広報あかしに掲載されたプレゼント以外の利益を供与してはならない。又、商品の購入、体験等の責務を課してはならない。

(完了報告)

第9条 提供事業者は、プレゼント引換完了または引換期限の満了後、速やかに実施が完了した旨を広報あかしプレゼント企画実施報告書（様式第4号）メールで kouhouakashi@city.akashi.lg.jp へ送付し市へ報告するものとする。

(情報提供及び二次利用)

第10条 提供事業者は、掲載号のプレゼント企画に係る記事を印刷して広告等に印刷すること、及び提供事業者のホームページ、SNS等に引用して掲載することができる。ただし、拡大・縮小及びトリミングを除き、紙面を改変することはできない。

(損害賠償)

第11条 市は、提供事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、提供事業者に損害賠償を請求することができる。

(提供事業者の責務)

第12条 プレゼントの内容に関し生じた責任は提供事業者が負う。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項は、市において定めるものとする。

- 2 本企画に係る一切の事務を行う市の担当部署は、広報課とする。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和8年4月8日から施行する。

(プレゼントの範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、本企画のプレゼントに使用しない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれのあるもの
など、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) その他広報あかしに掲載するものとして適当でないと市長が認めるもの